

◎試験合格による測量士・測量士補登録の方

1. 登録申請について

- (1) 登録申請に必要な書類は、「登録申請書」、「登録通知書送付用封筒」です。
- (2) 登録免許税の納付

登録申請には、登録免許税（課税額 測量士：30,000円 測量士補：15,000円）が課税されます。納付は、収入印紙又は現金のどちらでも納付できます。

登録免許税の納付方法

納付方法	入手方法等	注意事項
収入印紙	郵便局、郵便切手類販売所で購入	都道府県の収入証紙・登記証紙等は不可
現金	「国税収納金整理資金納付書」利用 (税務署、日本銀行歳入代理店又は郵便局にて入手)	税務署・日本銀行歳入代理店又は郵便局で納付 ・「納税署の税目番号」欄は、「221」 ・「税務署名」欄は、「土浦」（これ以外は不可） ・「税目」欄は、「登録免許税」 ・「住所、氏名、税額」を記載

(3) 測量士・測量士補登録申請書（国土地理院HPからダウンロードできます）

- ・規定の様式によります。（片面印刷、両面印刷どちらでも可）
- ・記載例、記載要領を参照のうえ、作成をお願いします。

2. 登録及び登録通知書の交付

「登録申請書」の記載事項を審査し、測量士又は測量士補となる資格を有することが認められたときは、「測量士名簿」又は「測量士補名簿」に登録され、「登録通知書」を送付します。

通常、「登録申請書」を国土地理院が受理してから、「測量士名簿」又は「測量士補名簿」に登録されるまでの標準事務処理期間は、50日間です。ただし、登録申請時期（卒業時期・試験合格者の発表後等）によっては、事務処理期間が延長する場合があります。

3. 登録申請書の提出先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院 総務部総務課 試験登録係

4. 封筒

登録申請書提出の際の封筒は、角形2号（A4判サイズ）で、差出人氏名、郵便番号、住所を明記し、申請に必要な書類を折らずに同封し、必ず「簡易書留」で送付して下さい。普通郵便で提出された場合、紛失等による責任は負いません。また、登録通知書を送付するため返信用封筒を同封して下さい。返信用封筒は、定形封筒（23.5cm×12cm以内）、郵便番号・住所・宛名を明記のうえ、所要の切手（84円）を貼付して下さい。

【ご注意ください】 切手が不足している場合は登録通知書をお送りすることができません。返信用として定形外の封筒を使用される場合は120円分の切手が必要です。